

議案第27号 小松島市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

市内への企業立地の促進を図るため、奨励対象の拡大や要件の緩和を図るもの。

《主な内容》

- ①新たに「運輸施設」、「情報処理関連施設」、「コールセンター」、「卸売業関連施設」等を奨励対象に追加。
- ②既存企業の事業拡大を支援するため、「増設」を奨励対象に追加。
- ③投下固定資産額要件における雇用要件を細分化し、中小企業に対する要件を大企業に比べて緩和。
- ④地域経済の振興やにぎわいの創出に資する「特定施設」については奨励措置を優遇。

小松島市企業立地促進条例(平成7年小松島市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(定義) <u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。</u>	(定義) <u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。</u> (2) <u>事業所 企業の事業の用に供する施設及びその附帯施設を いう。</u> (3) <u>奨励対象施設</u>	改正

(1) 事業所 経済的、生産的な業務を行うのに必要な施設のうち、物の製造又は加工を営むために必要な施設及び技術革新の進展に即応した高度な工業技術を開発し、又は高度な工業技術の製品の開発若しくは生産に利用するための研究を行う研究施設をいう。

(2) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。

(3) 地元雇用 事業所の設置によって市内に住所を有する者を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保

ア 工場等 経済的、生産的な業務を行うのに必要な施設のうち、物の製造又は加工を営むために必要な施設及び技術革新の進展に即応した高度な工業技術を開発し、又は高度な工業技術の製品の開発若しくは生産に利用するための研究を行う研究施設をいう。

イ 運輸施設 道路、鉄道、船舶もしくは航空機による旅客もしくは貨物の運送の事業、倉庫業の事業の用に供する施設をいう。

ウ 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第2条第3項に規定する情報処理サービス業もしくはソフトウェア業またはこれらに類する事業の用に供する施設をいう。

エ コールセンター 通信回線等を利用して集約的に顧客サービス等の業務を行う施設をいう。

オ 卸売業関連施設 商品の仕入卸売を行う事業または商品の売買の代理業務もしくは仲立あっせんを、手数料を得て行う事業の用に供する施設をいう。

カ 特定施設 地域経済の振興及び雇用機会の拡大並びににぎわいの創出に資する施設として、規則に掲げるものをいう。

(4) 常時雇用 嘉勵対象施設の設置によって雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者となる常用労

険者となる常用労働者として新たに雇用することをいう。

(4) 投下固定資産額 事業所の設置に必要な地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に係る総額をいう。

(奨励指定事業所の指定)

第3条 この条例の適用を受けることができる事業所は、次の各号に適合するもののうち市長が適当と認めたものについて指定することができる。

働者として新たに雇用することをいう。

(5) 新設 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 市内に事業所を有しない企業が、市内に新たに奨励対象施設を設置する場合。

イ 市内に事業所を有しない企業が、市内に既存する施設を買収して事業所を開設する場合において当該施設を奨励対象施設に更新する場合。

ウ 市内に事業所を有する者が、奨励対象施設のうち特定施設を新たに設置する場合。

(6) 増設 市内に事業所を有する者が、事業を拡大する目的で、市内に新たに奨励対象施設を設置することをいう（事業所の合理化、老朽施設の更新、一部改造又は取替え若しくは補修をする場合を除く。）。

(7) 投下固定資産額 奨励対象施設の設置に必要な地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に係る総額をいう。

(8) 中小企業 企業等のうち中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者等をいう。

(奨励指定事業所の指定)

第3条 市長は、企業が奨励対象施設を設置しようとする場合において、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該指定の要件を全て満たし、市長が適当と認めたものについて、奨励措置を講

改正

すべき事業所（以下「奨励指定事業所」）として指定することができる。ただし、奨励対象施設のうち、特定施設を新設する場合については、投下固定資産額及び常時雇用にかかる要件は摘要しないものとする。

<u>種別</u>		<u>新たに常時雇用する従業員数</u>
		<u>新たな投下固定資産額</u>
<u>中小企業以外の事業者</u>	<u>新設</u>	<u>2億円以上</u>
<u>中小企業</u>	<u>新設</u>	<u>5千万円以上</u>
<u>中小企業以外の事業者</u>	<u>増設</u>	<u>1億円以上</u>
<u>中小企業</u>	<u>増設</u>	<u>2千万円以上</u>
<u>特定施設</u>	<u>新設</u>	<u>二</u>

- (1) 投下固定資産額が、5億円以上であること。
- (2) 地元雇用される者が、10人以上であること。
- (3) 用地取得(借上げも含む。)の日から3年以内に操業を開始すること。

2 前項の規定のうち、特定施設を新設する企業にかかる奨励指定事業所の指定について審査するため、特定奨励指定事業所選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

	<p><u>2 市長は、前項の規定による事業者を指定するときは、必要な条件を付することができます。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 前条第1項の規定による指定を受けようとする企業は、市長に申請しなければならない。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 市長は、奨励指定の事業所の指定を受けた企業に対して、固定資産税を減免(操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年間に限る。)することができる。</p> <p>2 前項に規定する固定資産税の減免の基準については、規則に定めるところによる。</p>	
	<p><u>3 市長は、特定施設の新設をする企業を奨励指定事業所に指定するに当たっては、審査会に諮るものとする。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定による事業者を指定するときは、必要な条件を付することができます。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 前条の規定による指定を受けようとする企業は、市長に申請しなければならない。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 市長は、奨励指定事業所の指定を受けた企業に対して、次項に掲げる奨励措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長は、奨励指定事業所の指定を受けた企業が新たに取得した投下固定資産に対し、固定資産税が最初に賦課される年度から次の各号に掲げる期間に限り、固定資産税を減免することができる。ただし、当該企業が関係法令等により固定資産税の減免措置を受けている場合は、その残余部分に限る。</p> <p>(1) 中小企業が増設をする場合 3年間</p> <p>(2) 特定施設を新設する場合 10年間</p> <p>(3) 前2号に該当しない場合 5年間</p>	改正 改正